

# 制限される行為

林野火災警報発令時には、以下の火の使用が制限されます。  
さらに、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

林野火災注意報は、罰則のない努力義務です。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。(※煙火とは花火のこと。)
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

# 制限される行為の例

たき火



ドラム缶での焼却



落ち葉等の焼却



かまど（薪）



可燃物の近くでの喫煙



花火や火遊び



キャンプファイヤー



とんど



# 林野火災警報発令中でも規制対象外の行為

バーベキュー



七輪（炭火など）



火の粉が飛散しないガス器具



制度の詳細等については、林野火災警報・注意報のチラシからご確認ください。